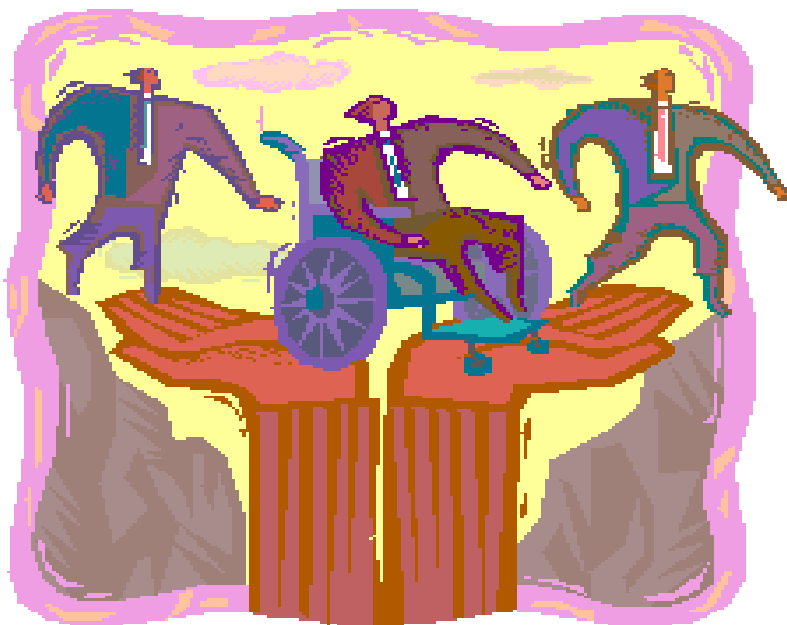


しょうがいしゃ ぎゃくたい

障害者を虐待から

まも

みんなを守りましょう



ぎゃくたい かん まよ つうほう とど で
虐待かな？と感じたら迷わずに通報・届け出を！

つうほう とど で へいじつひるま じ ぶん じ ぶん
通報・届け出【平日昼間（8時30分～17時15分）】

しゅうなんしやくしよ しょうがいしゃしえんか しょうがいしゃしえんたんとう
周南市役所 障害者支援課 障害者支援担当

TEL 0834-22-8463 FAX 0834-22-8464

✉ shogaifuku@city.shunan.lg.jp

やかん きゅうじつ きんきゅうつうほうさき へいじつやかん じ ぶん よく し ぶん およ きゅうじつ
夜間・休日の緊急通報先※【平日夜間（17時15分～翌8時30分）、及び休日】

しゅうなんしやくしよ しゅくちやく だいひょうでんわ
周南市役所 宿直（代表電話）

TEL 0834-22-8211 FAX 0834-22-8224

やかん きゅうじつ きんきゅうつうほう しゅくちやく れんらくさき かくにん たんとう お
※夜間・休日の緊急通報については宿直で連絡先のみ確認させていただき、担当より折
り返しご連絡いたします。

しゅう なん し
周 南 市

し しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 知っていますか？「障害者虐待防止法」

しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい し えんとう かん ぼうりつ しょうがいしゃ
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者
ぎゃくたいぼうしほう ぎゃくたい しょうがいしゃ けんり そんげん ふせ ぼうりつ
虐待防止法)は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律
です。この法律には、**虐待に気付いた人の通報義務も定められています。**「**見て見ぬ
ふ** 振り」は虐待をしているのと同じです。

しょうがいしゃ あんてい せいかつ しゃかいさんか たす ぎゃくたい ぼうし と く
障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組
みましょう。

しょうがいしゃぎゃくたい 障害者虐待とは

しんたいてきぎゃくたい 身体的虐待

なぐ け むりやり たもの のもの くち い だぼく はしら
殴る、蹴る、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどや打撲をさせる、柱や
いす しぼ つ しせつがわ かんり つごう すいみんやく ぶくよう
椅子やベッドに縛り付ける、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど

せいてきぎゃくたい 性的虐待

はだか ほんにん まえ ことば はっ また かいわ えいぞう
裸にする、キスする、本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話をする、わいせつな映像
を見せるなど

しんりてきぎゃくたい 心理的虐待

「バカ」「あほ」など侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入
れない、話しかけているのに意図的に無視するなど

ほうき ほうにん 放棄・放任

しょくじ すいぶん じゅうぶん あた にゅうよく よご ぶく き つづ ほうち
食事や水分を十分に与えない、入浴させない、汚れた服を着させ続ける、ごみを放置した
ままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる、病気やけがをしても受診させない、
がっこう い た ものどう しんたいてきぎゃくたい せいてきぎゃくたい しんりてきぎゃくたい ほうち
学校に行かせない、他の者等による身体的虐待、性的虐待や心理的虐待を放置するなど

けいざいてきぎゃくたい 経済的虐待

ねんきん ちんぎん わた ほんにん どうい ざいさん よちよきん しょぶん うんよう にちじょうせいかつ ひつよう
年金や賞金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する、日常生活に必要な
きんせん わた つか ほんにん どうい ねんきんどう かんり わた
な金銭を渡さない、使わせない、本人の同意なしに年金等を管理して渡さないなど

つうほう とど で たいおう なが 通報・届け出からの対応の流れ

ぎゃくたいはっけんしゃ ぎゃくたい う ほんにん
虐待発見者または虐待を受けた本人

つうほう とど で
通報・届け出

しゅうなんし
周南市

ぎゃくたい うたが けんとう
○虐待の疑いを検討

じじつ かんけい かくにん
○事実関係の確認

きんきゅうせい けんとう
○緊急性があるかなどの検討

れんけい
連携
きょうりょく
協力

ひつよう おう
必要に応じて

しょうがいしゃぎゃくたい
障害者虐待

たいおうきょうりょくしゃ
対応協力者

ひつよう おう
必要に応じて

きんきゅういちじほご
○緊急一時保護

ほうもんちょうさ
○訪問調査

た い ちょうさ
○立ち入り調査

こ べつ かいぎ かいさい
○個別ケース会議の開催

ぎゃくたい う ひと ぎゃくたい ひと たい
虐待を受けた人、虐待をしてしまった人に対する

そうごうてき しえん けいぞくてき かが
総合的な支援と継続的な関わり

かんけいきかん れんけい
関係機関との連携

しゅうなんし しょうがいしゃぎやくたいたいおうきょうりょくしゃ れんけい きょうりょく
周南市は、障害者虐待対応協力者と連携、協力し
つうほう とど で たいおう
通報、届け出に対応します。

しょうがいしゃぎやくたいたいおうきょうりょくしゃ
障害者虐待対応協力者

そうごうそうだんしえん
総合相談支援センターぱれっと
ちいきせいかつしえん
地域生活支援センターウイング
そうだんしえん えん
相談支援センターしょうせい苑

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん しゅうなん
障害者就業・生活支援センター ワークス周南

やまぐちちほうほうむきょく
山口地方法務局

しゅうなんじどうそうだんしよ
周南児童相談所

やまぐちけんしゅうなんけんこうふくし
山口県周南健康福祉センター

しゅうなんしみんせいいいんじどういいんきょうぎかい
周南市民生委員児童委員協議会

しゅうなんじんけんようごいいんきょうぎかい
周南人権擁護委員協議会

しゅうなんししゃかいふくしきょうぎかい
周南市社会福祉協議会

とくやまろうどうきじゆんかんとくしよ
徳山労働基準監督署

とくやまこうきょうしよきょうあんでいしよ
徳山公共職業安定所

やまぐちけんべんごしかいしゅうなんちくかい
山口県弁護士会周南地区会

やまぐちけんししゃかいふくししかい
山口県社会福祉士会

やまぐちけんしゅうなんけいさつしよ
山口県周南警察署

やまぐちけんひかりけいさつしよ
山口県光警察署

とくやまいしかい
徳山医師会

ちいきほうかつしえん
地域包括支援センター